（案）

工　事　請　負　契　約　書

工　　事　　名　　日本スポーツ振興センターＮＴＣイースト アーチェリー場改修工事

請 負 代 金 額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額＿＿＿＿＿＿＿＿円）

発注者　分任契約担当役　独立行政法人日本スポーツ振興センター　財務部長　永井勉　と受注者　【法人等名、代表者等氏名】との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第１条　受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。
第２条　工事は、東京都北区西が丘三丁目１２番２２号において施工する。
第３条　着工時期は、令和８年　　月　　日【契約締結日の翌営業日】とする。
第４条　完成期限は、令和９年３月３１日とする。
第５条　契約保証金は、金＿＿＿＿＿＿＿＿円【請負代金額の１０分の１以上】を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
第６条　受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。
第７条　請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき２回以内に支払うものとする。
第８条　請負代金は、金＿＿＿＿＿＿＿＿円【請負代金額の１０分の４】以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から１４日以内にするものとする。
第９条　請負代金（前払金を含む。）の請求書は、独立行政法人日本スポーツ振興センター財務部調達管財課に送付するものとする。
第10条　完成通知書は、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設部施設企画課に送付するものとする。
第11条　別記の工事請負契約基準第３５第９項、第５３第３項及び第５５第２項中の遅延利息率は、「年３．０％」である。
第12条　別記の工事請負契約基準第３７を次のとおり読み替えるものとする。
第３７　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、

仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成２８年４月１日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第13条　この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第14条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

発　注　者

東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号

分任契約担当役

独立行政法人日本スポーツ振興センター

財務部長　　永　井　　勉

受　注　者

【住　　所】

【法人等名】

【代表者等氏名】　　印